

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ
フィリピン国メガマニラ圏高速道路建設事業
CLLEX（有償）環境レビュー

日時 平成23年10月21日（金）14：00～17：00

場所 JICA研究所 203会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

| | |
|--------|----------------------------|
| 石田 健一 | 東京大学大気海洋研究所海洋生命科学部門 助教 |
| 岡山 朋子 | 名古屋大学 エコトピア科学研究所 特任講師 |
| 武貞 稔彦 | 法政大学 人間環境学部 准教授 |
| 二宮 浩輔 | 山梨県立大学 国際政策学部総合政策学科 准教授 |
| 松下 和夫 | 京都大学大学院 地球環境学堂 教授 |
| 松行 美帆子 | 横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授 |

JICA

<事業主管部>

| | |
|--------|------------------------|
| 福井 貴規 | 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課 |
| 武藤 めぐみ | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長 |
| 金籠 舞 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 |

<事務局>

| | |
|--------|------------------|
| 河野 高明 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 加来 智子 | 審査部 環境社会配慮審査課 |
| 高橋 志麻子 | 審査部 環境社会配慮審査課 |

オブザーバー

| | |
|-------|-------------------------|
| 木内 満雄 | 株式会社建設技研インターナショナル 上席技師長 |
|-------|-------------------------|

午後2時00分 開会

○河野課長 それでは、時間になりましたので、これから助言委員会を始めたいと思います。

ただ、まだお見えでない委員がいらっしゃいますので、ちょっとお持ちください。時計自体はここからスタートするというので、お願いいたします。

いかがいたしましょうか。前回の全体会で、会議の後半のほうなんですけれども、岡山先生に主査をお願いしますというお話があって、前回、ドラフトファイナルに出られた岡山先生と石田先生がいいかと思うんですが、お二人とも来ていらっしゃらないので、とは言いつつ時間も来てしまったので、どうしましょうか。もしよろしければ、岡山先生がいらっしゃるまでどなたかにやっていただいて、そこから岡山先生にお渡しする形でもよろしいでしょうか。

○武貞委員 はい。別によろしいんじゃないかと。

○河野課長 では、武貞先生にその間やっていただいて、よろしいでしょうか。

○武貞主査 わかりました。

○河野課長 今回、配る時間が遅くて、皆さん、多分読んでいらっしゃらないと思いますが、できましたら、どこか区切っていただいて読んでいただいて、質疑という形でもいいですし、もし読み上げたほうがいいということであれば、そういった形でもいいですけども、どのようにしましょうか。

○武貞主査 委員の先生方、皆さんいかがでしょうか。例えば今、若干時間をとってということですね。

○河野課長 ええ、そういう形で。

○武貞主査 各自で読んでいただくか、もしくはそちらから読み上げて説明していただくかということですね。いかがいたしましょうか。

○松行委員 今読んでいるうちに岡山先生が見えるんじゃないですか。10分くらい。

○武貞主査 では、少しお時間をいただいて、各自で見てみるということでもよろしいですか。

では、もう一度確認をしていただいて、何分ぐらいにしましょうか。

○河野課長 お任せします。

○武貞主査 そうですか。では、余り長くするのもあれですから、10分程度時間をとって、もう一度、今回いただいた資料の中身を確認させていただいて、その後、この中身についての質疑という形で進めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○松行委員 これは新しくなったというわけではないですね。

○河野課長 変わっていないですね。

○高橋 はい。事前配布のものでございます。

(各委員資料確認)

○武貞主査 では、余り時間を費やしていても何ですので、準備のできている委員の方から、JICA側から質問、それからコメントに対する回答というのが来ていますが、それに対してさらに追加で質問もしくはクラリフィケーションという部分がありましたら、お願いしたいと思います。特にどの箇所からやっていただいても構わないと思いますので。

○松下委員 順番に。

○武貞主査 順番でいったほうがよろしいですか。わかりました。

それでは、ここにいる委員からということで、1番ですけれども、私のコメントに対する回答は了解いたしましたということで、特にこれ以上追加でお伺いすることはありません。

それで、石田委員の2番、岡山委員の3番は飛ばしまして、4番は二宮委員ですけれども。

○二宮委員 4番に関しては、私の聞き方がわかりにくかったかもしれないですが、今日配っていただいたA3判の環境レビュー方針ですね。これは最初に配布されたのと同じだと思うんですけれども、その環境レビュー方針の公害関連という枠の中に、大気質、水質、廃棄物というところで、それぞれ緩和策をとるという記述がありましたので、それを前提にといいいますか、具体的にどのようなプロセスで実施するかということについての確認だったんですね。

ですから、ここで何点か確認させてもらいたいのは、建設時と運用時というふうに二つコメントをしていただいています。一つは運用時というのは、道路の供用後という理解でよろしいですか。

○金籠 はい。

○二宮委員 そうすると、どちらかという私の関心は供用後で、運用時は恐らく、このご回答のように、しかるべき緩和策をとりながら進めていただくということだと思いますので、実際に使い始めた後に大気質に変化が生じてしまった、水質についてネガティブな影響があったと。これはモニタリングの結果そういうふうに判断される事態になったときに、緩和策をとるとのことだと思うんですが、これはそうすると事業者が実施すべき事項ということですけど、実際にはでき上がってしまうと、あとは政府が管理するわけですね。行政が管理をする。事業者はそこで仕事は終わるわけですね。

○金籠 今回の事業につきましては、事業者が完成後の運営、維持管理を行うということになっておりますので、その事業者のことを指しております。

○武藤課長 建設業者とは全くの別物で。

○二宮委員 なるほど。事業主体というのが、民間も含めて構成されるというような理解ですか。

○金籠 民間企業が契約によって行うというような形になります。

○二宮委員 その中に緩和策についての項目が規定されていて、DPWHはそれをモニタリングをして、しかるべき指示を出すと、そういう理解でよろしいですか。

○金籠 はい。

○二宮委員 わかりました。ありがとうございました。もう少しその辺のことがクリアにわかる表現で記述していただくと。

○金籠 はい、そのようにいたします。

○二宮委員 実際に盛り込んでいただけたらと思います。

○武貞主査 それでは、石田委員のほう、もし準備ができましたら。

○石田委員 少し戻りますが、全体事項の2番のところ、これは環境レビューの前の段階から私がこだわっているところであって、開発することと矛盾するということは相手国も理解していただけるようなので、協議をするということで、それはそれでいいと思うんです。

ただ、ちょっとお聞きしたいのは、案件承諾後、詳細設計時のFinal RAPでより詳細なニーズ等を調査して対策を確定するというので、RAPが版を重ねるといのはもちろん承知しています。それは承知済みの上でお聞きしたいのは、今回の環境レビューでは、前段階にもなりますけども、農地を失うことになるような農家からの個別の聞き取り調査というのは組み入れることは可能なんでしょうか。可能であればぜひしていただきたいなというふうに思ったので、こういうコメントを書かせていただいたんです。

○金籠 今回の事業については、住民の聞き取りも含めた調査というのはもう終了しております。その中で、住居の移転を伴う世帯については、全体の67世帯のうちの63、農地が影響を受けるものについては507のうちの160に対して聞き取りを行っているということでして。

○石田委員 それは準備調査ですよね。

○金籠 はい。今後、次のタイミングとしてさらに詳細な聞き取りを行うというのは、詳細設計で線形または影響を受ける住民というのが確定した段階で予定しております。

○石田委員 20番にも出てくるので、またそこで触れさせていただきます。ありがとうございます。

○武貞主査 それでは5番、二宮委員。

○二宮委員 これはこの説明でわかりました。私は最初のほうのワーキンググループに入って

いなかったので、いただいた資料から今回はいろいろコメントさせていただいたんですが、この図を見る限りは、マニラ首都圏の周辺の物流機能が強化されて道路整備がされることで、最終的には、国の地形の関係もあって、さまざまな交通の流れが首都圏を通過するというか、集約されるような形で交通量が増えていくというふうに見えたものですから、その辺の確認をしたかったんです。

というのは、都市圏そのものの交通は既にかなり飽和状態になっていますので、そこへの影響と、それから周辺の物流機能の改善というところが相互に並立するといいますか、片方を整備すると片方が流入が多くなるというようなことであると、まずかろうということで、そこを勘案して計画を立てていただいているのかということが懸念でございましたので、そこは影響がないということが確認されているということで、よろしいわけですね。それでは結構でございます。

○武貞主査 それでは、次は7番で、これまた二宮委員、お願いします。

○二宮委員 これは、私のは、ある意味では農地のマルチファンクショナリティといいますか、自然環境としての機能に着目した質問だったんですが、先ほどの石田先生の2番の質問とも多少関連があるかと思うんですが、2番のところでは150というふうになっているんですが、私のところのコメントで210となっているのは、失われる農地の面積ということですが、ここは。

○金籠 農地については、ドラフトファイナルの中では210ということで、リバイズド・スコーピング案の中に書かれていたかと思うのですが、

○二宮委員 そうすると、210より大きな面積ということになるんですが、私も技術的なことはよくわからないもので、ここでコメントされていることが、回答いただいていることが、影響緩和にどれだけ資するのかということは、ちょっと判断がつかないんですけど、そこができればご専門に近い先生に見ていただけると一番いいのかもしれませんが、ここで回答いただいている範囲では、そのことは既に勘案をしていて、しかるべき対応をしているということにはわかります。それが適切かどうかというのは私も判断できないので、そういう懸念を最終的には、場合によったらコメントとしては残させていただくことにしたいと思っております。

○武藤課長 地域部のほうから、少し追加情報としてお話をさせていただきます。

恐らく、水田の洪水時の役割とか、そういったものをイメージされているのかと、私の拙い知識で思うのですが、この地域の洪水制御に対しましては、この案件とは全く別のところで、森林管理事業という案件で、上流のほうの植林の事業、ちょうど先頃、日本政府からフィリピン

ン政府のほうへ供与のプレッジが出たばかりなのですが、そういった案件を組み合わせる中で、私どもは防災を総合的に支援するというはやっております。そういう全体の中で、ここはマニラの北の地域の開発の中で幹線をつくるということが、フィリピンの中での意思決定の中で必要とされ、要請されたものという位置づけだと思います。

○二宮委員 植林をするプロジェクトは、このエリアとはまた関係がない、別なところですか。

○武藤課長 すみません、今、地図で具体的にどこの山の上というふうに申し上げられないのですけれども、パンパンガエリアです。ここの米どころをカバーするということになります。

すみません、細かくどこということは、今、手元に資料がなくて申しわけないのですけれども。

○二宮委員 わかりました。それでは、そういう情報を盛り込んでいただいて、国土計画といえますか、全体の中での判断であるというようなことは明記していただけるといいかなと思います。

以上です。

○武貞主査 それでは8番、石田委員。

○石田委員 回答をありがとうございました。

ご回答の中でお聞きしたいのは、「各自治体が、土地利用規制条例を改定し」ということの可能性ですね。土地利用規制条例を現状のものから、スプロール的な開発がより起こらないように、もちろんフィリピン政府も考えておられると思いますけども、高速道路が開発されることによってスプロール的な開発を防ぐようなゾーニングなり土地利用規制条例を改定するということは、もちろん望ましくはあるんですけども、それは最終回ではあると思いますが、その可能性というのは、今の段階でどういうふうに見積もられておりますか。

○金籠 これまで調査団のほうから、LGU等との協議をした結果の報告を受けている限りでは、そういったところについては可能性は十分あるのではないかという……

○石田委員 つまり、私が心配するのは、中央政府は強いけども、地方政府は同様に強いわけですから。僕はフィリピンの道路行政はよく知りません。ただ、フィリピンの中央行政がそのまま道路行政で末端まで、例えば日本のように張りめぐらされて、土地の使用まで口を出せるのであれば、かなり可能性は高いと思うんですけども、そこは知事の権限であると、地方自治体の権限であるということであれば、また話は、交渉を重ねなきゃいけない、可能性は見えてこないこともあるわけですね。そこら辺をお聞きしたかったんです。

○武藤課長 これはダイレクトなご回答になっていない部分もあるのかもしれないのですけれども、私ども経験から言いますと、土地利用規制条例をつくるというところまでは、新しいイ

インフラの関連で各自治体、真剣に考えてくださるんだと思います。恐らく運用のところ、具体的なデベロッパーがそれを無視する、無視しないというところが一番肝心で、それはモニタリングのところできっちりやって、変化を見たら、それはちゃんとフィードバックするような仕組みをつくるということが一番重要だと思います。

フィリピンの国のいい意味での特質として、制度はできても運用のところ弱いというのは、あると思っています。

○石田委員 わかりました。より理解が進みました。ありがとうございます。

○松行委員 すみません。モニタリングについて追加でよろしいですか。モニタリングなんですけど、大体どれくらいのスパン、モニタリングをされるご予定でしょうか。

○武藤課長 モニタリング事項によりけりなんですけれども。

○松行委員 この件で。

○武藤課長 この件そのものについては、少なくとも実施期間中は、DPWH Region IIIとRegional Development Councilの本件に関する対話というのが設けられることになりますので、その中で見ていただくということだと思います。その後、先ほどありました供用期間中ですが、しっかりまだ、これこれの時間までというのを定めていないところではあります。

しかし、基本的に私どもの考え方としてありますのは、フィリピン側でオーナーシップを持ってやっていただくことが重要と。私どもドナーが行っているから、向こうでお互いモニタリングするというのではだめだと思っていて、工事期間中にこの体制をつくっていただいて、定着したものを見定めて、あとはフィリピン側でやっていただくというのがベストな姿なのかなと思っています。

○松行委員 交通インフラが土地利用に影響を与えるのは、もう少し長いスパンかかると言われていまして、少なくとも10年ぐらいはしっかりと、規制が守られているかというのをモニタリングしていなければ意味がないと思うんですね。それをJICAさんの手が離れた後にしっかりとやっていただく体制をつくっていただかないと、この回答は回答にならないと思います。

○武藤課長 そうですね。長いタイムスパンでも、フィリピン側でのオーナーシップを持った体制をつくっていただくということに、まず最初の建設時点で注力してということになりますね。

○松行委員 はい。

○石田委員 そうすると、逆に松行先生にお聞きしたいんですが、私、これをコメントとして残そうと思うんですが、コメントの文章としては、長期にわたるというよりも、むしろ10年を

超すようなとか、どういう文章にすればいいでしょうか。具体的な数字を入れなくて、長期にわたるモニタリング。

○松行委員 「供用後、長期的なモニタリングを行う」とかでいいと思います。

○石田委員 わかりました。年数で言えば10年以上という感じなんですか。

○松行委員 それは国とか場所によって違うんですけど、とりあえず10年ぐらいは少なくとも見ておいたほうがいいと思います。ただ、10年たってしまうと、多分、土地利用規制条例自体も変わると思うんですね。なので、それでこの自治体が最初にスプロールを防ぐような土地利用規制条例をつくったとしても、5年たったときに、やっぱりここに開発したいというので、開発自体は悪くないんですけど、余りインフラの整備などもしなくて開発を許してしまうというような条例にしてしまうという危険性もあると思います。

○武貞主査 今のところは、後で文言をもう一度確認するというので、よろしいでしょうか。

岡山委員がいらっしゃいましたので、もし可能でしたら、来て早々申しわけないんですが、今まで飛ばしてしまっていたのが3番と6番になるんですが、ごらんいただいて、何か確認事項とかありましたら。もしまだということであれば別の項目を先に進めますが。

○岡山委員 大丈夫だと思います。

○武貞主査 よろしいですか。

では、次が9番、これも岡山委員なんです。

○岡山委員 氾濫解析ですけど、どのように行われているのでしょうか。

○金籠 今の点について、木内さん、調査団のほうから、氾濫解析の具体的な方法について回答いただけますでしょうか。

○木内氏 すみません。もう一度お願いします。

○岡山委員 9番に関しまして、隣の回答のところでも氾濫解析を行うとあるんですが、具体的にどのような方策で氾濫解析をされているのでしょうか。

○木内氏 これは、詳細設計時に氾濫解析をしっかりとやって、今以上に悪い状況が発生しないような橋の長さを決めるとか、あと、エコライザーで適切なボックスの数を決めるということをやいなさいということ、コンサルティングサービスの特記仕様書の中に盛り込んで、確実に実施させていくという方法で考えております。

○岡山委員 わかりました。ありがとうございました。

○武貞主査 それでは、次に10番です。松行委員。

○松行委員 10番につきましては、住民移転で67世帯のうち66世帯が非正規居住者で、63世帯

というのがFree Occupation with Permitなので、これが本当に非正規居住者なのですかということで、ご回答として2段階でご回答いただいているんですが、まず世銀の方法として、「法的所有は法的権利、または法的に認められる慣習上及び伝統的権利に基づいた占有ないし使用を含む。」ということをしてJICAでも同じように使うということで、次に、フィリピンの正規居住者、非正規居住者に関する法的権利として、結局は土地の登記書を保有していたり、賃貸契約書を結んで住んでいる人で、それ以外の人非正規居住者なので、この場合は、Free Occupation with Permitの人々は非正規居住者だというご回答なんですが、私、法律のことが全然わからないんですが、この場合は、Free Occupation with Permitの人たちは、世銀の後半、「法的に認められる慣習上及び伝統的権利に基づいた占有ないし使用」であると思うのですが、ただ後半では法的な権利について書いているだけで、フィリピンの法律で慣習上及び伝統的権利に基づいた占有ないし使用がどういうふうに扱われているかについては、全然言っていないと思うんです。

なので、ではフィリピンの法律ではどうなのか、フィリピンの法律で63世帯の人々が違法であるのかどうかについて、もう少し教えていただきたいんですが。

○武藤課長 ありがとうございます。確かにおっしゃられるポイントが一番注目されるどころかなと思います。

私も、フィリピンで仕事をしておりまして、理解しているところでは、例えばミンダナオ島における少数民族とかで、今、和平交渉のポイントとなっているようなancestral domain claimという概念があるんですけども、それは憲法で認めるのか認めないのかというのが争われているところがございます。ですから、そのイシューがあるというのは、私たちははっきり認識しております。

そのコンテキストに基づくクレームがある人たちに当たるかということですけども、私たちの理解では、Free Occupation with Permitとかは、ancestral domainの話とは全然また違うのかな、と整理しているところがございます。

○松行委員 この方たちはどれくらい住んでいる方たちなんですか。もう何代も住んでいる方なんですか、それとも1世代ぐらいで住んでいる方なんですか。

○金籠 木内さんのほうで何か情報がありましたら、お願いできますでしょうか。

○木内氏 インタビューした結果では、20年ぐらいは住んでいると、こういう答えでございます。

○松行委員 私が前にバンコクに住んでいたときに、アパートを借りたときに、思い出してみ

ると契約書を結んでいなかったんですけど、途上国で、特にこういった農村地域だと、結ぶほうが珍しいんじゃないのかなとも思うんですが、フィリピンはどうなんでしょうか。普通、結ぶものなんでしょうか、こういった農村で。

○木内氏　ここで地主が許して勝手に住ませるという話は、往々にしてあるのは、例えば息子たちとか、あるいは親戚一同とか、そういう人たちに住んでもいいよという感じで、あるいはこの田んぼを耕してもいいですよという感じでやらせているわけなんですけれども、いざ補償を出すとき何を根拠に補償するのかということになると、やっぱりドキュメントがないと補償できないということで、このような扱い方にどうしてもなってしまうということのようです。

○松行委員　私としては、地主の許可を得て住んでいる人たちが、スクワッターと同じような非正規居住者として入れられるということに非常に強い違和感を抱いています。なので、これはフィリピンで法的にこの人たちが違法なのかどうかというのを、もう少し過去の事例であるとかフィリピンの法律を調べて、はっきりと示していただければと思います。

○武藤課長　私ども地域部のほうで、例えば以前かかわっておりました住民移転の事例では、正規居住、非正規居住という、まずは二つの大きな分け方があり、それはフィリピンの法律に基づいているのですけれども、当然ながら現実をフィリピン政府も見ている、非正規居住の中でも、お部屋を借りていたとか、レンター、スペーサーとかと言うんですけれども、借りていた人、それから、ベッドスペーサーとかと言うんですけれども、寝るところを借りていた人とか、いるんですね。現場でそれぞれ、リーガルライトを持っている人とそうでない人を分け、後者についても、何らかのケアをするようにということは、通常やっているという認識です。

今回の場合、書き尽くしていない部分があるのかもしれないのですけれども、少なくとも幾つか現場を見ている限りでは、そういうレンター、スペーサー、レンターとかスペーサーとかという言う人たちに対して、非正規居住であるけれども何らかの形でそこに長らくいたという人に対しては、全く何も無いということではなく、一定の基準で何らかの、ちょっと違いはあるけれども、ケアはするということになります。書き尽くしていないんだと思います。申しわけないです。

○松行委員　わかりました。

○金籠　木内さん、その点、念のため確認させていただきたいんですけれども、エンタイトルメント・マトリクスの中で、家屋、ストラクチャーが影響を受ける場合、TCTがある場合とない場合で、コンペンセーションは同じ内容が載っているという状況かと思うんですけれども、これは現状では違いがないという認識でよろしかったでしょうか。

○木内氏 まず、Free Occupationという形で、その土地に家を建てて住まわせてもらっているという場合は、建てた家の補償は全部補償されます。それから、その土地が高速道路で取られてしまうというときには、一応informal settler扱いになりまして、代替地が提供されるというような補償のされ方になりますので、そういう意味では、確かにスクウォッターという言葉ではなかなかうまくない感じはするんですけども、別な言葉が、いい言葉が出てくると一番よろしいんでしょうけども、補償との関係において、どうしてもこういうような扱い方になってしまっているというのが現状の段階でございます。

○武貞主査 それでは、次の11番の項目ですが、これも松行委員。

○松行委員 11番は、これでわかりました。

○武貞主査 それでは、12番、私からのコメントだったんですが、まだ同意をしていない、もしくは協議をしていないという世帯が、それぞれのカテゴリーでいるということでしたので、この協議の進捗状況によっては、事業計画のスケジュール、事業全体ですね、本体のほうもその影響を受けるのではないかという、その部分の確認だったんですが、いただいたコメントで、11月上旬に再度説明会をしますと。それから、詳細設計の際に実際に本当に影響を受ける人たちが確定するので、そこで協議をして補償方法を検討すると。ですから、またそこでRAPが改定されるということだと思うんですが、この部分と全体スケジュールの関係というのは、具体的にどんな感じになっているんでしょうか。

いただいているレポートのドラフトの中に移転に関するスケジュールの表があって、135ページですか、9-135というところに移転に関するスケジュールがあるんですけども、これは全体スケジュールとの連動の仕方というのはどういうふうになっているのかというのを教えていただいてよろしいでしょうか。

○金籠 こちらのスケジュールについては、この報告書の作成時点で想定される全体スケジュールとあわせてというような形になっておりましたので、今、全体のスケジュールについても、フィリピン政府と協議の中で少し変更される可能性がございますので、それに合わせてこちらのスケジュールも変更するというような形で考えております。

全体の流れとしては、この案件が承諾されますと、その後、コンサルタントの調達が行われて、そのコンサルタントが詳細設計、ディテールデザインを行って、その中でParcellary Surveyを行うというような形になりますので、その際に線形が確定し、さらに用地と実際に移転する住民も確定するというような、そういった流れになります。

○武貞主査 ということは、今の段階のレポートで、9-135の図にある上から3段目のConduct

of Parcellary Surveyというのが、コンサルタントが雇用されてから詳細設計の中で行われるものであるという想定ですね。ですから、その場所いかんによってこれが後ろにずれてくる可能性がある、ということですね。

○武藤課長 それまでの間に何とか頑張ってもらいたいという。

○武貞主査 ということですね。詳細設計の期間というのは大体どのぐらいを見込んでおられるんですか。

○金籠 1年間程度を見込んでおります。そういう意味では、このスケジュールでは2011年の第3クォーターとなっていますが、実際には詳細設計を予定しておりますのが2012年の第4クォーターあたりからということになりますので、これが1年半程度、全体に後ろにずれ込むというような形で想定しております。

○武貞主査 ですから、詳細設計の期間に、少なくともすべての方を目標として同意をとるということですね。

○金籠 はい。

○武貞主査 わかりました。最終的にコメントとしてどうするか考えさせてください。ありがとうございます。

それでは、13番、松行委員ですけれども。

○松行委員 これはこれで結構です。

○武貞主査 では、続いて14番。

○松行委員 ご回答は理解しましたが、見込みとして、代替農地を提供できる見込みというものはあるのでしょうか。

○金籠 こちらについては、その後いただいた質問に対する回答とも関連している部分なのですが、今回、200ヘクタールという規模で、さらに同じような生産性を持った土地を提供するというのは、非常に難しいのではないかと考えておまして、その場合には現金による補償も妥当であるということで、JICAとしては確認しております。こちらについては、質問の20番に対する回答のところで、今申し上げたような内容を書かせていただいております。

○松行委員 では20番と一緒に。

○武貞主査 では、また後ほど、もう一度確認をしたいと思います。

それでは、15番、岡山委員からの質問で。

○岡山委員 今のところとも結構関連するかと思うんですけども、ご回答はわかりました。結局、Final RAPのときに最終的に確認ということになると。先ほどのように、恐らく希望する

ような補償は無理かもしれないので、それに関してもどういった現金で折り合いをつけるか等々もそのときにということで、了解いたしました。

○松行委員 ちょっと教えていただきたいんですが、農業用地で影響を受ける507世帯のうち、職を失う、その方たちはどこに住んでいるんですか。近くに住んでいるんですか。

○金籠 木内さん、そのあたりについて何か情報がありましたら、お願いします。

○木内氏 基本的に近くに住んでいる人たちです。ただし、住んでいる分には影響は受けませんが、耕している農地は影響を受けると、こういうことです。

○松行委員 それで、この近くには、農業を続けられなくなった場合の雇用先である都市部ですか、そういった場所というものはあるんでしょうか。

○金籠 東の端で言うとカバナツアン、西の端で言うとタルラックという、比較的大きな地方の中核都市がございますので、こちらでは雇用先というものが与えられる可能性もあるかというふうに思います。

○松行委員 大体どれくらい離れているんですか。

○金籠 今回の高速道路がそもそも30キロの道路ということになりますので、そういう意味では……。すみません、もう一つ申し上げますと、今申し上げた二つの都市が一番大きな都市にはなるんですが、そのちょうど中間地点あたりにアリアガという町もございまして、こちらもある程度の規模は持っている町ということになります。ですので、その間のどこに住んでいたとしても、ある程度の距離のところには相当程度の都市があるというふうに言えるかと思いません。

○松行委員 それで、この回答についてなんですが、農地だけ影響を受けて家が残っている人でも、農地がなくなってしまうことによって引っ越さざるを得なくなってしまった人に対しては、家屋に対する補償とかはしていただける。

○金籠 そちらについては今後確認をいたします。現時点では、住居が影響を受ける場合には住居に対する補償と、農地が影響を受ける場合には農地に対する補償があるというところについては、既に確認をしておりますが、今おっしゃられたようなケースについては、個別の特殊ケースということになってくると思いますので、その他の今決まっている補償方法ではカバーし切れない個別ケースも含め、最終的には詳細設計の際に、Final RAPの中で確定するということになるかと思えます。

○松行委員 しつこくて申しわけないんですけど、JICAさんがおっしゃる確認をするというのはどういう意味なのかなとずっと思っていて、もしこれでJICAさんが、そういった人たちに補

償はするんですかとフィリピン側に聞いて、しませんよと言われてたら、それでもオーケーなんですか、確認をしたということで。

○金籠 もちろん、それはJICAのガイドライン等との整合性を我々としては確認するというところでございますので。

○松行委員 それで、もしフィリピン側のご回答として、ガイドラインに整合性がなかった場合というのはどうするんですか。

○武藤課長 事務所で案件監理というのをやらせていただいておりますけれども、その案件監理というのは、例えばコンサルティングサービスが詳細設計を行っているというようなときに、途中途中で何かレポートを出してもらって読むというだけじゃなくて、実際、駐在員も行って、現実に、いわゆる環境レビュー時点で課題として指摘された事項がどういうふうな解決方向にあるんだろうかというのも確認します。それが駐在員の役割なんですね。ですから、確認して、それだけというわけではありませんで、案件監理という作業の中で、駐在員が行って確認していくということになります。もちろん、入っていらっしゃるコンサルタントさんが詳細設計を続けていくという基本作業はあるわけですが。

○松行委員 その作業のところで、ガイドラインなり環境レビューに即していないところが見つかったら、これを直してくださいという要請をするということですね。

○金籠 そうです。それはやります。それは駐在員の役割です。

○松行委員 わかりました。

○武貞主査 恐らく松行委員が聞いておられたのは、審査の段階でそこが満たされていなかったらということも質問の中には含まれていたと思いますので、環境レビューをした結果、環境ガイドラインにのっとっていない準備状況のプロジェクトだった場合、審査をした結果としてどうするのかということも、多分、あわせて聞かれていたんだと思うんですけども。

○武藤課長 地域部として、本当に事の重大さということ判断するに尽きるんですけども、これは余りにも各ステークホルダーの意見が違い過ぎて、余りにも溝があるというふうになったら、そこは重大事項として認識をするということになると思います。それは私の責任になるわけですが、小さな話という表現はよくないですけども、プロセスの中で、これはお互い折り合えるなと思える事項については、そこはそれこそ詳細設計段階、かつ事務所の案件監理の中で丁寧にやることによって、これは解決しましょうということ審査の責任者として言うということになります。そのより分けはこちらの地域部の審査のほうでやらせていただくことになります。

- 松行委員 わかりました。ありがとうございます。
- 武貞主査 それでは、次は16番は今の話ですよね。
- 松行委員 同じです。
- 武貞主査 17番、岡山委員、お願いします。
- 岡山委員 これも前回のときも実は同じようなことも言ってはいるんですが、先ほどのDPWHに確認するという、その確認に尽きると思うんですけども、確認するだけではなくて、それがちゃんとできて……
- 武藤課長 案件監理でちゃんと見ましょうと。
- 岡山委員 そうですね。そういうことで、納得しております。
- 武貞主査 それでは、次が18番ですね。これも岡山委員からのコメントです。
- 岡山委員 懸念があったんですけど大丈夫でしたということですか。
- 金籠 そもそも、通常この項目というのは、事業対象地に少数民族がいる等の場合のことを指しているものようでして、そういう項目であるという理解のもとに立って、今回の調査の中で確認したところ、今回の対象地にはそういった方はいらっしゃらないということ。
- 岡山委員 もともと最初からそういう項目があって、チェックリストがあったんですがというだけの話ですか。
- 金籠 はい。
- 岡山委員 了解いたしました。
- 武貞主査 それでは、19番、松下委員。
- 松下委員 19番、130ページの記述で、非正規居住者は、結局移転先のいろんな条件が不十分なために、また都市部またはスラムに戻るという記述があって、ここに書いてあることは一般的な議論としてそういうことですね。この件に関してはそういう事情ではないという、そういう回答だと思いますが。
- 金籠 はい。
- 松下委員 そういう趣旨では理解いたしました。どういう形でコメントするかは、また後で少し考えます。
- 武貞主査 私が移転のことでいろいろ調べている中で、たまに移転先からいなくなってしまう人がいるんですね。そういう人たちの中には、実は移転先である程度お金がたまったので、もっと土地の高いところに出ていっちゃいましたという人もごくごくたまにいますので、モニタリングをしながら、いなくなっている理由というのを探っていくということが実態としては必

要なのかなという気はちょっとしております。余計なことかもしれませんが、思いました。

それでは、20番、石田委員からのものでしたが、先ほど松行委員からもこの部分に関連してお話がありましたが、まず石田委員から。

○石田委員 回答いただいた中で、最初の段落のところの「現金補償の可能性も妥当であることを確認している」と。これは誰が妥当だというふうに、主語が抜けているんじゃないかと、誰が妥当だというふうに言っているんでしょうか。農民がこれは現金で妥当だと言っているのか、それともDPWHがこれは妥当じゃないかというふうに考えているのか、そこら辺を教えてください。誰の妥当なんですか。

○金籠 この部分は、DPWH、及びDPWHの方針の説明を受けてJICAとしても妥当であるということを確認しているということです。

○石田委員 この妥当というのは、DPWHとJICAですよ。

○金籠 はい。

○石田委員 わかりました。

それで、確認の話はちょっと置いておいて、この間、みんなで議論したドラフトファイナルレポートに、20番に私が疑問を持った文章がきちんと載せられているんですね。これは着目せざるを得なかった。非常にいい社会調査を、つまりきっちりとやってくれたからこういう少数派の意見が出てきたんだと思うんです。こういう意見の扱い方を落とさないようにしていただきたいというふうに考えるんです。

ですので、いろんな組織同士が、これは妥当じゃないかと、for the farmerという立場でこれは妥当じゃない、May be rationale for the farmerというのは、それはもちろん組織としてやらなきゃいけないんですが、実際にもう一步突っ込んで、ファーマーに、本当はあなたはああいうふうに答えたけどどう思ったのと、もう一回聞くことは必要だと思うんです。つまり、それが環境準備調査の結果を生かす連続性のある調査というふうに思うんです。環境レビューでもっと詳しくやるというふうに聞いていますから、今度は、そういう意味で私は20番の後半に書かせていただいたのは、環境レビューの段階なので、準備調査で出てきたちょっと引っかかる点という点を個別に掘り下げてほしいということを後半部分に書かせていただいたんです。

ですから、これはできればコメントとして残したいなというふうに思っています。前後ごちゃごちゃいろいろなことを書きましたけれども、要はこういう不安を、JICAにとってもDPWHにとっても、それから農民にとっても、打ち消して、この点についてもちゃんと合意形成をして前に進みましょうということ、環境レビューで何らかの、特にインタビューですよ。イン

タビューでもワークショップでもいいんですが、そういう人を集めて話ができる状況にして、余り偉い人は入れないで、フラットな関係で話ができるような状況にして、ワークショップにして、彼らの率直な意見を聞いて、その上で、あなたたちは本当に何を望んでいるの、どういうふうにしたいんですかと。DPWHはこれしか出せないとか、ある程度は話ができるじゃないですか。言えないこともあるでしょうけれども。つい日本人は、ざっくばらんにとという言葉を使いますけれども、ざっくばらんに、もう少しワークショップ形式でいろんなことが聞けるのではないかと思うし、むしろそれをやっていただきたいと、そういう思いなんです。だから、個別のケースを深くインタビューし、関連する原因、さらには考えられる対策を導き出してほしいというふうに書いたという私の背景説明です。

ですので、コメントの具合については後で考えますが、以上の意図なんですね。実際に環境レビューでそういうことができますか。それをお聞きしたい。

○金籠 一つ申し上げられるのは……

○石田委員 ですから、先ほど皆さんのほうからは、もう既に調査は終わっているという言い方をされるんですが、僕から見れば終わっていないんです、インタビューについては。だから、聞き取り調査が一番最初やったけれども、そこから抽出された問題は、問題があるならもう一回やらなきゃいけないんです。それでまた問題があったら、もう一回ワークショップをやらなきゃいけない。それで合意形成をしていく。合意形成は一発勝負ではないんです。だからプロセスがある。

○河野課長 環境レビューについては、また改めて詳しく説明したいと思いますけれども、我々の言う環境レビューというのはJICAの審査なんですね。審査というのは、手続上、準備調査を行って、日本政府に話をして、JICAとしても審査を出しましょうということを経済決定した上で出す手続の一環であります。審査のときというのはどれぐらい時間があるかという、通常1週間から2週間ぐらいです。その期間、現地に出張して先方政府と合意するという行為がまさに我々の審査に当たることです。

○石田委員 審査の期間の間に環境レビューというのをやるんですか。

○河野課長 そうです。環境レビューは審査の中の一部で、環境部分を取り出して言っていることが、まさに環境レビューということなんです。ですから、石田先生がおっしゃっていることについては、環境レビューでそれを行うというのはできないということになります。

○石田委員 つまり、通常は現場調査をしないということなんですね、審査の段階で。

○河野課長 もちろん現場に行くこともありますけれども、個別の農民の方とお話をして、そ

れを吸い上げていくみたいなの、そういったことはJICAとしてはやらないです。

○石田委員 わかりました。

○武藤課長 実際に審査をやる地域部としての立場として、具体的にどういふことをやるのかなということですが、私たちが、環境レビューの段階では、まず大きな仕組みとして、制度として物事がどう動いているのか、それがかっちりハマっていい方向になるようスタートラインに立っているかというのを見ます。もちろん、その中でぼろぼろと予想外にこぼれるような事象が出てきます。それはわかっています。

なので、案件監理のプロセスの中で、おっしゃられたように、気になるところが出たら、それはコンサルタントとともになのか駐在員なのか、そこは個別ケース、いろいろなんですけれども、気になるときは確認をとります。でも、一人一人の確認を審査時点、レビュー時点でするかという、それではないのです。だから、方向性として、仕組みとしてオーケーかというのがレビューだとお考えいただければと思います。

これの個別、ランド・フォー・ランド・アグリーメントについてミンダナオにしか土地ないんじゃないかと言っている人に関しては、多分、制度としては期待されているのは現金補償で、気がきく人は近くで交渉して土地を買って、ほぼ問題なく営農していくのかなという期待を持って、大きな制度としてはオーケーだとの認識です。ただ、やっぱり交渉下手な人がいて、土地を見つけられなくて困る人というのがどこかで個別出てくるというのは、それは私たちも想像しているし、わかります。それは案件監理の中で目を光らせていきたいということになると思います。

レビューのとき、それをすべて予想して、すべてケアしておいてあげるというのは、多分不可能だと思います。

○石田委員 わかりました。ですから、JICAとしては細かい点については、環境レビューは大まかの制度、仕組みとか構築されたストラクチャーがオーケーかどうかを、双方の国で見ているので、現場には視察程度ということですよ。

○武藤課長 その前に協力準備調査等いろんなことをやっていますけれども。

○石田委員 こういう細かい問題点として考えられることは、案件監理として別のラインで、別のスキームで記録の中に残す。

○武藤課長 レビューという言葉にはないモニタリングというものの中で行います。

○石田委員 案件監理者という担当者がいるので、そちらのほうで記録として残っていくので、詳細設計なり次の段階に移れば、コンサルタントも調査団も変わるじゃないですか。その段階

の引き継ぎを僕は一番心配しているんです。

○武藤課長 そうですね。

○石田委員 環境レビューに書かれていないことはやらないのかというふうに思い込んでいたんです。そういう記録がちゃんとあって、それが提出されて、次の詳細設計を行う調査団と契約を結ぶときに、それもちょうと載せられるのであれば、それであれば何も異論はありません。

○武藤課長 そこはきっちりチェックを引き継いでいきます。

○石田委員 わかりました。

○河野課長 石田先生のおっしゃることについて、やらないというわけではなくて、今申し上げたとおり、環境レビューの段階では大枠を合意して、実際に用地取得については、詳細設計をやらないと固まらない部分がありますから、その過程でまた議論して、そういった意見も吸い上げていくということですね。ですから、ちょっとステージが後の話になるということだと思います。

○石田委員 案件監理というプロセス、案件監理というスキルでカバーしていくということ。

○河野課長 そうですね。

○石田委員 理解いたしました。

○武貞主査 今の20番で、松行委員は何か特に追加でコメント等ございますか。

○松行委員 DPWHとJICAが現金補償の可能性が妥当であると判断された根拠というのは、どういったところなんでしょうか。

○金籠 先ほどのご説明とも若干重複いたしますが、200ヘクタールの規模で近隣地にあり、さらに同じ生産性を持っている土地を探すということは、そもそも非常に難しいだろうと。その土地を例えばこの事業のために買い上げていくということになると、結局、その土地を持っている人たちもまた土地を失ってというようなことで、それが堂々巡りのような形にもなりますので、このような規模と生産性というようなことを考えた場合には、現金補償という形で補償を行って、その後、さらにできることとしては、現金補償を受け取った人で、もともと Land to Landの補償を希望していた人に対しては、例えばLGUを通して、近隣で代替となる農地を入手しやすくなるようなサポートをするというような、そういう方法が妥当なのではないかというふうに、JICAとしても判断したということになります。

○松行委員 わかりました。

○武貞主査 よろしいでしょうか。

それでは、21番、石田委員のほうからお願いします。

○石田委員 21番も、詳しく回答をありがとうございます。真ん中あたりに誤字があって申しわけありません。これは後で直します。

それで、これも環境レビューのテーマにはならないわけですね、細か過ぎて。それをまずお聞きしたい。

○金籠 これ以上詳細の部分については、先ほど申し上げましたとおり、詳細設計の段階でより詳細なニーズを確認してという。

○石田委員 ですから、私が20番で言っていることと21番で言っていることは、案件監理プロセスのほうで拾っていくということですね。

○金籠 はい。

○石田委員 わかりました。

そうすると、今回、それはコメントとして残せないということになるのでしょうか。案件監理プロセスで拾ってくださいというコメントを出すことは可能……可能ですね、考えてみれば。

○武貞主査 それは、実施する過程でこういう点に十分留意するというのを向こう側に伝えて、その約束を取りつけてくるということが、環境レビューも含めた審査のプロセスになり得るということだと思いますので。

○石田委員 ありがとうございます。

○金籠 その点については、具体的に審査で私どもがやることとしては、実際に実施の段階で詳細設計を行うコンサルタントがどういうことをやるのかという、コンサルタントのTORについても合意をいたしますので、その中にきちんと入っているということを双方で合意するというふうなことになると思います。

○武藤課長 それが引き継ぎのまさに実質のところですね。

○武貞主査 ただ、念のために助言委員会の委員としてつけ加えておくと、実際には線形がある程度確定しないといけないので、詳細設計の段階でいろいろ確認して進めていきますよという話になっていますが、案件によっては、詳細設計までいくということは、JICAの審査が進んでプロジェクトが動き出しているということなので、本来は、その前の段階で全部確認が終わってからの進められないような影響ということもあり得ることだと思うんですね。

ですから、今回の移転についてまだ確認ができていない部分というのの位置づけをどのぐらいの重みを考えるかというのは、助言委員会の中で本来議論していい項目だと思っています。

○石田委員 農民から出てきた意見がどの程度重みのある課題かというのは、課題としてピックアップすることはできるんですが、いただいている9章の資料からだけでは、かなり難しい

なというふうに思いました。末端的な話なのかもしれないし、非常に重要な本質的な話なのかもしれない。そのためにはもう少しインタビューするなり個別の声を拾わないと、難しいなというふうには感じています。そこら辺も含めてコメントします。

○金籠 住民に対する説明、また住民からの意向を確認するという部分については、21番のところにも書かせていただいておりますが、11月初旬に住民に対する説明会というのを予定しておりますので、この中でもう一度丁寧に、その補償内容についての説明を行って、さらにそれについて、今、おのおのの住民がどういった意向を持っているのかということは、確認をしまいる予定です。

○武貞主査 今の点、よろしいでしょうか。

○石田委員 はい。

○武貞主査 他の委員の方も、今の点はよろしゅうございますか。

それでは、22番ですね。これは岡山委員からお願いします。

○岡山委員 流し読みして、ちゃんと読んでいなくて申しわけなかったんですが、高くすれば当然使う人は少なくなるということで、ちゃんとクロスでやっているということですよ。その中でも一応最適なのは、3ペソ/kmぐらいが妥当であろうということだと。了解いたしました。

ちなみに、住民とステークホルダー協議をしているときに、こういうことに関しましても、大体料金のことについては合意が、こんなものだというので現地の皆さんも納得している額なんではないでしょうか。住民というか、ユーザーですね。あるいはDPWHでもいいんですけども。

○武藤課長 もちろんです。

○岡山委員 ありがとうございます。

○武貞主査 よろしいでしょうか。

特に、追加で今回いただいている回答に対して質問とか確認事項がないようであれば。

○石田委員 一つよろしいですか。2番のところ、私、「穀倉地帯から150ヘクタールが失われる」と書いたんですが、これはスコーピングの資料の数字をそのまま、よく考えもせずに書いてしまったんですが、ごめんなさい。

それで、改めてドラフトファイナルレポートを読むと、201ヘクタールというふうに9-9ページに書かれていますので、201じゃないかというような気はします。

○金籠 201という数字をどこから。

○石田委員 9-9、「ALIGNMENT WITH AGRICULTURE POLICY」、「Negative Impact on Rice Production」というところの表があって、そこに「201.1 hectares of land」。

○金籠 私、これをどこかに、また別のところに210というのは……

○石田委員 その表の中には、「Land to be taken by CLLEx = 201.1 Ha.」と。また210という言葉が他にあるんですか。どれかに整えていただければ助かります。

○金籠 はい。ちょっと確認をして統一いたします。

○石田委員 どれかに統一してください。150は明らかに、最初のエスティメートなので要らないと思います。

以上です。

○武貞主査 特に他に確認、質問事項は。

○二宮委員 終わった後に基本的な確認で申しわけないんですけど、9-47ページのところ、私、事前に質問したつもりだったんですけど、資料の中には反映されていなかったもので、気持ち悪いので確認だけさせてください。

マトリックスの読み方なんですけど、コンストラクションとオペレーションというカラムがあって、その中にプラスとマイナスがそれぞれありますよね。そしてそこがDとかCとかという評価になっていますよね。そうすると、これは各項目について、例えばオペレーション後、プラスCとマイナスDが二つ並んでいるのは、どういうふうに読むといいんでしょうか。プラスCだけどマイナスDという読み方ですか。それがよくわからなかったんですけど。

○金籠 調査団のほうから補足していただいてよろしいでしょうか。

○木内氏 これは、例えばコンストラクションの段階で、プラスのインパクトがどの程度か、あるいはマイナスのインパクトがどの程度か、それからオペレーションの段階では、プラスのインパクトとしての程度、それからマイナスのインパクトの程度を示した表でございます。

○金籠 ですので、オペレーションの段階で、例えばプラスがCでマイナスがDというような場合は、Extent of impact is unknownなので、プラスの影響はわかりません。そして、マイナスの影響については、No impact is expectedなので、インパクトがないというふうに判断していると、そういった見方です。

○二宮委員 プラスの影響はわからないけど、マイナスの影響はこれだけあるでしょうと。要するにトータルとして、あるという項目は、コスト・ベネフィットというのを双方勘案して、ネットベネフィットであるかネットコストであるかというふうに読むわけではないのですね。

○金籠 ではないですね。個別にプラスとマイナスと両方見ていくと。

○二宮委員 そうすると、どの点が、例えばプラスがCでマイナスがBと、例えばLocal economy such as employmentと2番のところに書いてあるんですね。どの点がプラスでどの点

がマイナスという情報がそれぞれにないと、非常にあいまいになるような気がするんですけど、結局、例えばプラスがCでマイナスがBだったら、トータルでは少しマイナスのほうが多いかなと読んでいいんですか。それは違う部分ですよ、多分。項目が違うので。

○木内氏 そういう読み方ではなくて、プラスでどういう評価か、マイナスでどうかということで、トータルでは評価しておりません。そして、後でアセスメントとそれからmitigation measure、それが出てきますが、これについては、ネガティブのインパクトが考えられるという場合について提言しております。プラスについては言っておりません。

○二宮委員 わかりました。

あともう一つ、9-48ページの表の中の17、21、22あたりのところなんですけど、オペレーション供用後のマイナスのインパクトがBというような評価になっています。例えば17番のところだと、植生、植物の多様性について、何らかのRestriction of faunal movementというのがあると、and road kills are expectedと書いてあるので、これは、なのでこれに対して何らかの対応をするというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○金籠 はい。

○二宮委員 そうしますと、21、22のところ、同じようにBのところを、このようなインパクトがありそうなので、現時点でのベースラインサーベイが必要であると。これはこれからやるんですか。この中でもう既にやったというのではなくて、これから何らかの形でやるということ。

○金籠 エアポリューションについては、クオンティタティブなデータは、現在確認中というステータスになっております。

○二宮委員 この後、今、同時進行で確認をしていると。

○金籠 はい、確認をしております。

○二宮委員 そうすると、このベースラインのサーベイの結果を現状として、その後の変化をモニタリングで確認をするというか、見ていくという理解でいいわけですね。

○金籠 はい。

○二宮委員 わかりました。ありがとうございました。

○武貞主査 他に何か追加で確認、コメント等ございますでしょうか。

特にないようであれば、5分ほど休憩をとらせていただいて、その間に各委員の方で文言を考えると、そういう時間も含めて休憩をとらせていただいて、再開後に具体的な助言案を確定していく作業に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

午後3時27分 休憩

午後3時39分 再開

○武貞主査 それでは、再開させていただきます。

一番前から順番に、実際に助言案の文言をある程度整理していく作業に入りたいと思います。まず、1番ですが、これは削除していただいて結構です。

2番、石田委員。

○石田委員 環境レビューで確認することをコメントするわけですから、残しますが、二目の文章の「そのため」を外して以下のように書きたいと思います。「農業セクターにおける方針（国家、州）との整合性について再確認を行うこと」というふうにしたいと思います。

以上です。

○武貞主査 「そのため」の前の部分は削除でよろしいですか。

○石田委員 はい、削除でお願いいたします。

○武貞主査 では、「農業セクター」から始まって「再確認すること」で終わると。

○石田委員 ええ、終わりということで。お願いいたします。

○武貞主査 それでは、3番。

○岡山委員 3番は結構です。削除してください。

○武貞主査 次は4番。

○二宮委員 4番はこういう回答をしていただいています、レビューの案の中には緩和策をどういうふうに行うかという、どういうふうにというところが少しくリアに表現されていないような感じがします、その部分を強調する形でコメントを残させていただきたいと思います。今、考えつく範囲では、「公害関連の緩和策については、供用後、相当期間のモニタリングを行い、必要がある場合は適切な対策を講ずること」というような。

○武貞主査 もう少しゆっくり言っていただけると、実際にそこで打ってもらえると思いますので、もう一度ゆっくり言っていただいてもいいですか。

○二宮委員 「公害関連の緩和策については、供用後」、これは建設時というのもあると思いますが、建設時は恐らくきちんとした基準があると思いますので、むしろ供用後どのくらいの期間、一定の期間モニタリングを続けるということが重要だと思いましたが、余計なことを言いましたけど、「については、供用後、相当期間のモニタリングを行い、必要がある場合は適切な対策を講ずること」というぐらいですかね。

○武藤課長 1点だけ、若干、実務上の観点から情報のご提供ということなんですけれども、

私ども、操業時のオペレーターと法的関係がないと言えないんですね。私たちが直接、業者さんに対してヒアリングするということが制度上確保されておりませんので、ちょっと難しいのです。そうなりますと、一番いいのは、いわゆる実施機関になるのですけれども、実施機関をしてそれをせしめるというふうにするのが、私たちにとっては制度上一番フィットするやり方です。ですから……

○岡山委員 DPWHに確認をとということですね。

○武藤課長 DPWHにやってもらうようにする。

○二宮委員 でも環境レビューというのはそういうことですよ。そちらの被援助国に対して、その被援助国の講ずる策をJICAがレビューするわけですよ。

○武藤課長 そうですね。

○二宮委員 ですから、そういう前提であれば、そういうレビューのほうがいい。

○武藤課長 「対策を講じるようDPWHに申し入れること」なのか、すみません、その辺は。

○二宮委員 でも主語はそうなるわけでしょう。主語は必ず相手国になるわけですよ。

○武藤課長 はい。

○二宮委員 JICAが直接やるということとはできないわけでしょう。というか、日本政府は。

○武藤課長 基本的な物事の設計として、向こう。

○武貞主査 ただ、この助言自体は、助言委員会からJICAに対する助言でもあるので、JICAが必要な措置をとることという意味になるか、それともJICAをしてDPWHにせしめることということなのか、二重、三重になってくるんですけれども。

○二宮委員 わかりました。そうすれば主語を明記しておくということでもいいと思います。要は相手国政府にその対策を講ずるよう、講ぜしめるといいますか、講ずるよう確認をする。確認をするという言葉だとすると先ほどの議論になりますけど、その辺はもう一度手は考えて。

○金籠 現時点ではこのような回答でよろしいでしょうか。案としてこちらで用意するのに。

○武貞主査 ええ、もう打っていただいているので、最終的にはまたメールで流して皆さんに確認をしていただいて、案を確定するというにしたいと思いますが。

○二宮委員 それでいいと思います。

○金籠 ありがとうございます。

○武貞主査 それでは、5番も二宮委員ですか。

○二宮委員 5番は結構です。

○武貞主査 では、5番は削除ということで。

それから、6番、岡山委員ですが。

○岡山委員 これは回答のほうの一文を残す形でよろしいでしょうか。例えば、詳細設計時にインアウトフローを、盛り土に関してなんですけど、造成土及び盛り土の建設に伴うインアウトフローを検討し、必要な対策を工事特記仕様書に規定するようDPWHに確認することと。

○武貞主査 よろしいでしょうか。

○高橋 すみません。もう一度お願いします。

○岡山委員 「詳細設計時に建設資材のインアウトフローを検討し、必要な対策を工事特記仕様書に規定するようDPWHに確認すること」。「必要な」というのは何が必要なのか、環境影響なのか。

○高橋 「必要に応じて」。

○岡山委員 そうですね。「必要がある場合は」とか「必要に応じて」。

○高橋 ありがとうございます。

○武貞主査 それでは、7番は二宮委員。

○二宮委員 7番は、読ませていただくと、「農地の喪失に伴う自然環境や生物多様性等の諸機能の喪失の可能性について、長期のモニタリングを行うとともに必要な対策を講ずるよう申し入れること」。

○武藤課長 恐らくDPWHだけでこれをやるというのではなくて、環境省のリージョナルモニタリングのフレームワークの中に入れてもらうとか、多分そういうことなのだと思います。だから、フィリピン側（DPWH）を通じ、環境省も含めてというような感じですよ。環境天然資源省も含めてという。

○金籠 そうすると、フィリピン側で体制をつくってくださいということになるかと思います。それは既にDENRの地域モニタリング体制とか、そういう既にあるものの中でうまく組み入れていただくと、新たにゼロから始めるということではないので、フィリピン側も着手しやすいかなと思います。

○二宮委員 そうですね。要するに、他の場所に植林をする等の国全体としての環境資源を保全するところと活用するところのバランスを考えているということでありましたので、その考え方の中で、今回は大規模な農地に対する開発行為もきちんとモニターしてくださいと、そういう趣旨ですね。

○武貞主査 それでは、次は8番ですね。

○石田委員 コメントとして残します。それで、冒頭から2行目の読点まではそのまま使いま

す。「道路改善により引き起こされることが懸念されるスプロール的な開発については、」まで使って、あと全部落としてください。

そのかわり入れる文章としては、「開発については、」以降、こういうふうにします。「土地利用規制条例の設定にとどまらない長期にわたるモニタリングを提案すること」。以上です。

○武藤課長 その提案をするというのは、例えば、私ども右で出させていただいていた「Regional Development Councilに」とか、「DPWHを通じてRegional Development Councilに提案すること」というふうになると、とても自然です。

○石田委員 わかりました。これで自然になりましたか。

○武藤課長 「モニタリングについて、DPWHを通じてRegion IIIのRegional Development Councilに提案すること」。

○石田委員 じゃ、詳細設計でもこの提案内容については検討することを入れていただきたいので、それも加えたいと思います。「詳細設計の段階で長期モニタリング計画を策定すること」ですね。今の段階で策定できないですね。長期モニタリングの必要性についてはこのように申し入れて。

○武藤課長 そうですね。

○金籠 長期モニタリングについては、これはモニタリングの計画をつくらるとなると、主体としてはRegional Development Councilのほうになりますので、今回は……

○武藤課長 具体的なモニタリング項目の提案については、詳細設計の段階で少し具体化して、提案内容を具体化することということですね。詳細設計の段階での具体案を策定する。あくまでも具体案は、そういうところで少し具体的なものをつくって、提案はDPWHを通じてRegional Development Councilに。

○石田委員 ですので、「長期モニタリングの内容を作成する」の主語は要らないですね、今の段階では。

○武藤課長 詳細設計は、あくまでもコンサルティングサービスがDPWHに対してやるものなので、その具体案をつくと、それがDPWHにまずは提案されるということになります。そのDPWHがRegion IIIにいくというフローにさせていただくと。

○石田委員 そのフローについては、ここで明示しなくてもいい。

○武藤課長 それは大丈夫です。要は内容については詳細設計の段階で少しお手伝いしましょうかということですね。

○石田委員 お手伝いしなきゃいけないという認識を私たちは持っているということが伝われ

ばいいです。

○武藤課長 はい。計画の内容については具体案を作成する。項目という感じなのですね。

○石田委員 項目だけじゃなくて、やっぱりモニタリングそのものを設計してあげる。時期、項目、それから誰が主体となっているか、予算の手当てはどうするか、委員会はどうかと、そういういわゆる計画そのものです。計画本体そのものを。

○武藤課長 作成して、細かいことになるかもしれないのですが、Regional Development Councilに提案して……。

○河野課長 それはDPWHを通してということですか。

○武藤課長 必ずそうなります。

○河野課長 地域開発計画というのは、あくまで地方自治体でカウンシルが担当しておりますが、我々がカウンターパートしているのは実施機関のDPWHです。DPWHしかJICAとは法的関係がなくて、実はそれ以上申し入れられません。この道路の計画と地域開発は全く別物です。

○石田委員 わかりました。じゃ、「詳細設計の中に長期モニタリング計画をRegional Development Councilに提案することが可能になるようにすること」と。

ただ、JICAが持たれている機能というか、ファンクションというか、カウンターパート関係はわかりますけども、助言委員会としてはその機能より先に内容で見ますから、やっぱりそこまで手を届かせたいと思うわけです。そこでカウンターパート関係にないから難しいというのは……

○武藤課長 もちろんわかっています。最大限どこまでできるかなということ。

○岡山委員 「モニタリングについてRegionⅢに提案することをDPWHに申し入れること」なんですかね。

○武藤課長 それは基本動作で、それはできます。

○金籠 JICAが行うアクションとしてはおっしゃるとおりで、DPWHに申し入れる。

○武藤課長 DPWHがRegionⅢに言うとき、何か具体案を持っていないとさすがに言いにくいだろうというので、詳細設計の中でつくってあげるというのは、はい。

○松行委員 誰が長期モニタリングの具体案を作成するんですか。

○武藤課長 こういう書き方だと、詳細設計のために雇用されるコンサルティングサービスで案をつくる。

○松行委員 JICA側がつくるということなんですか。違う。

○武藤課長 ではないです。

- 金籠 DPWHがこの事業の中で雇用するコンサルティングが……
- 松行委員 これだと誰がつくるのかよくわからない。
- 石田委員 これだとコンサルティングサービスがつくるんです。相手側がつくるというのも……。
- 武藤課長 これは結構踏み出しています、通常から。でも、その考え方というのはもちろんわかるので、最大限どこまでできるかなというところですよ。
- 石田委員 ただ、相手につくってくださいとお願いすることはできても、つくるかどうかはわからないですよ。そこが懸念されているので、僕は、詳細設計の段階でコンサルタントの人たちがたたき台をつくれればいいんじゃないかなと思っています。
- 金籠 そういう意味では、詳細設計を行うコンサルタントのTORの中にこれを入れるということについては、JICAは今回確認することができます。
- 河野課長 DPWHが何ができるかということは確認していません。そもそも彼らがそういう権限を持っているとか、そういうことをつくれるのか。もし彼らの権限外だったら、それは仕事としてもできない可能性もあるのだと思います。JICAのお金ではなくて、あくまで先方政府のお金ですから、DPWHがその権限を持っているかどうかには尽きると思います、それができるかどうか、申し入れはできますけれども。
- 武藤課長 そうですね。要は地方主権です。
- 石田委員 これはコンディショナリティーみたいな形にならないんですか、お金を貸す条件として。嫌な話をしますけれども。
- 武藤課長 提案してくださいまでは言えます。それはできます。提案を受けた後、地方主権を持っている側がそれを本当に全部言うことを聞くかというのは、ごめんなさい、それは強制力は、ちょっと辛いなと思います。
- 石田委員 それは強制力がないわけですね。コンディショナリティーじゃないんですね。
- 武藤課長 はい。
- 石田委員 わかりました。ただし、JICAのほうでTORとして、詳細設計でつくるという作業は可能。
- 武藤課長 案をつくって手助けしましょうというのは、それは入れることはもちろんできます。
- 岡山委員 具体案の作成を支援することは可能ということですね。
- 武藤課長 そうです。だから、具体案の作成を支援することというのはできます。でも、そ

れを地方主権の中で強制力があるかというのは、ごめんなさい、私たちはそこは何とも言えません。

○石田委員 気持ちとしては具体案をつくっていただきたいんですが、具体案の作成を支援することになると、また一段低い段階に落ちる気がして、具体案を作成するという今のこの文言でとどめておきたいんですが。

○武藤課長 具体案を作成しますと、それは作成できます。それはTORの案ということで、提案することもできます。

○河野課長 具体案をつくるというのは、DPWHの権限の中かどうかという問題があるわけです。彼らの権限を超えたら、それはできないというか、予算を使えない可能性があると思います。

○石田委員 とにかく、Regional Development Councilが予算をつけるかどうかと、そういうこと。

○河野課長 そういうことかと思えます。

○石田委員 そういうことですね。主体性なので。ただし、助言委員会、少なくとも私は、今日の議論を聞いていろいろ勉強になったんですが、やはり長期のモニタリング計画を立てることは、かなりパラレル的に必須のような気がするんですね、ばらばらな開発を防ぐためには、ばらばらな開発を防ぐというのは、環境レビューの前のドラフトファイナルレポートのときに、明らかに私たちのほうから助言として答申案を出しているわけですから、そこを強化するために、そこを実際に具体性を持たせるためには、今日のお話でわかったのは、長期モニタリング計画はどうやら必須であると、それをどこかに入れたいということなんです。難しいですね、環境レビューって。

○武藤課長 「Regional Development Councilに提案すること」、そこまではできます。

○石田委員 これで差し当たっては問題なさそうですか。JICA側として、受け入れられるコメントでしょうか。

○河野課長 作成してというのができるかどうか、私はわからないのではないかと考えています。

○金籠 DPWHのマネートになれば、我々としてコンサルタントにこういうことを入れたらどうかということは提案できても、DPWHとしては、それは自分のマネートではないので、それはDPWHの事業としてはできないというふうに言われる可能性があるんじゃないかということです。

○武藤課長 だから、長期モニタリング計画の具体案を作成することをDPWHと検討すること。

○石田委員 「検討・協議すること」ということですかね。かなり引いたことになる。

○河野課長 相手が実際に地域開発をやっているようなカウンターパートであれば、それは申し入れられますけれども、我々が相手にしているのは道路をつくる実施機関ですから、距離が遠いと考えます

○石田委員 だって、私たちに任されているのは、インパクトについて考慮しろと任されているわけじゃないですか。だから、道路をつくったらインパクトが出ると、それに対してこういう形で助言をしたいと思うのは、自然の成り行きだと思うんですけどね。

○武藤課長 地方全体、地域全体についてなんですよ。それがRegional Development Councilですね。

○石田委員 検討・協議ですね。

○武藤課長 私たちも議論の重要性はわかっているので、ただ、向こうの仕組みの中でどうブックをつけるかというのは、強制はできないし、でも持ちかけるというのは、それはしたいとは思っています。

○石田委員 わかりました。ただ、私としてはこれで置いていただいて、何かあればまたメールでご連絡します。ありがとうございます。

○松行委員 細かいことなんですけど、土地利用規制条例は多分既に自治体が持っていると思うので、「設定」ではなくて「改定」のほうがいいのと、あと、長期にわたるモニタリングについてというのが何のモニタリングかわからないので、「その遵守について」とか、そういった文言を入れていただいたほうがわかりやすいかなと思います。

そこではなくて一番の。モニタリングの遵守ではなくて、「とどまらない、その遵守に関する長期のモニタリング」。

○武藤課長 途中で改定がまたあっても、それは絶対改定するなどはいえないのですよね。

○松行委員 土地利用規制条例が改定されるのは、我々は言えないと思うんですけど。ただ問題は、土地利用規制条例でスプロールをされないように規制がかけてあるのに、その規制が遵守されなくてどんどんスプロールされるというのが問題。なのでそれをモニタリングするということですよ、今までの話は。自治体の土地利用規制条例、いわゆる土地利用計画なり土地利用規制を変えるなどとは言えないんじゃないですか。

○武藤課長 その理解でいいのではないかと。

○金籠 そういう意味では、その後の部分を「土地利用規制条例の遵守に関する」という形でつなげたほうが。

- 松行委員 土地利用規制条例の。
- 石田委員 その前をとったほうがいいですね。
- 金籠 そのほうが、今おっしゃっている趣旨ですとよろしいでしょうか。
- 高橋 モニタリングするのは遵守されているかどうかということ。
- 金籠 条例が遵守されているかどうかをモニタリングする。
- 武貞主査 よろしいでしょうか。
- 加来 石田委員、モニタリングは条例の遵守にかかわるということですが、教えていただきたいのですが、長期モニタリング計画の具体案作成について、具体案というのは何かアイデアというか、お考えみたいなものはありますか。例えば、こういったモニタリング項目があるとか、実際に実施機関と協議するときに提案できるものがもしあれば。
- 石田委員 私は道路関係の専門家でも何でもないので、モニタリング計画の必要性については気づいてはいますけど、具体案を提供できる立場にありません。ごめんなさい。むしろ他の委員の方のほうがいいと思います。
- 松行委員 だから、土地利用規制条例がきちんと守られているかどうか、例えばそこが農地と指定されていたのであれば、そこに商業開発がされていないかとか、そういったことを長期的にチェックしていただくということなんですが。
- 石田委員 ゾーニングはちゃんと守られているかどうか。それから、お金がかかる仕事ですよ。だから予算と人員配置、計画の見直し等があるかどうか。
- 加来 そこまで計画に盛り込むという形ですか。
- 松行委員 そんなに大変では……。
- 武藤課長 事業計画の何か色づけしたものと今の実際のマップを見比べてということが基本ですかね。それをRegional Development Councilで定期的に議題にさせていただきますかと。
- 石田委員 そういうことですよ。
- 武貞主査 あとあり得るのは、実際に出した開発許可をちゃんと適宜、その後レビューしてみるとか、出された計画どおりのものがつくられているかとか、はみ出てつくられていないかとか、そういったことでチェックしていくという作業でございますので。
- 松行委員 開発許可は出されなくて開発されちゃうというのが結構あったりとか、あと、開発許可って大体どの国も大きなインパクトのあるものにしか出さないんで、ちょびちょびと開発されちゃうとだめだったりするんですよ。
- 岡山委員 ここは土地利用規制なので、今は農地なら農地として使いましょうというふうに

なっているんだと思いますが、松行委員がおっしゃるように、例えば持っている農家はその土地を売ってしまって、そこが何らかの他の施設に変わるということは、当然、今後考えられ得ると思うんです。それによってどこの国でも、恐らくはインターチェンジの近くからスプロール的に開発されていってしまうので、それを逆に、余り厳しく取り締まることもできるんだろうかというのも、何となく。

○武藤課長 確かにこの案件に関してはちょっと。

○岡山委員 ですよ。気に引っかけるところではあるんですね。

○松行委員 ただ、この自治体すべてに対してモニタリングをするというのであれば大変なんですけど、この道路沿いに対してモニタリングをするのであれば、毎日誰かが道路を走っていて、あそこは何で工事が始まっているのという話になれば、そこで止めに入ることだって可能なので、そんなに複雑でもお金がかかる話でも実際はないと思うんですよ。

○武藤課長 長期モニタリング計画をあまり複雑怪奇にすると……

○石田委員 考えていない。必要なのは、今お話しいただいたような内容の長期モニタリングが必要であるということ認識してもらおうということがまず第一だと思うんです、協議の中で。

○岡山委員 何となくなんですけど、例えばここが原生林で、それが大規模な伐採が始まるということであれば、乱開発の禁止ということもあるでしょうけども、基本的に一度農地として加工されている土地なわけじゃないですか。それが都市にコンバートしていくというものを見つけたからといって、止められるのかどうかというのはよくわからない。何となく歯抜けのようにだんだんいろいろなものができていって、お店が広がっていったみたいなのは、よくある話で。

○武藤課長 要するに必要性和具体案作成についてDPWHと協議しますと。

○岡山委員 ただ、土地の保全の必要性をむしろきちんと理解した上で、乱開発を妨げるということですね。

○武貞主査 こちらの側から、具体案の中身としてこういう項目をこういう頻度でというのを出すという話ではなくて、むしろDPWHと地域担当課の中で、実際に審査の過程で協議をしていただいて決めていくということですから、地域課さんのほうで、これで実際にこれから審査に臨んでいただくのに過不足がないということであれば、助言の文言としてはこういう形でいいのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 一番気になったのは、無秩序な開発によって農地が、もともと農業、穀倉地帯なのに、道路を必要として通しているわけですよ。それについては大臣級も出てきて協議をし

て、お互い納得しようという方向性になっていると。ただ、この後、民間による無秩序な開発で、もしこれ以上農地が失われるような無秩序な開発が行われていけば、それはかなり重大な問題だと思うので、それを防いでほしいからこういうことを入れたというのが、私のもともとの趣旨です。趣旨はそういうことなんです。

ただ、その必要性に応じて、相手の国力に応じてモニタリングをやっていただく。ただ、エンフォースメントが難しいことは承知しています。許認可の問題もあるし、勝手に開発もされるだろうし、力関係でやられることもあるでしょう、それは承知しています。

○武藤課長 あくまでもつくることを最大、頑張ってくださいということだと思っています。

○武貞主査 では、時間もありますので、文言案としてはこれで出させていただいて、またメールで最終的に確認を皆さんに求めることになると思いますので、その過程で必要があれば手を入れていただくということにしたいと思います。

それでは、次は9番ですけれども。

○岡山委員 これも、回答のほうをそのまま使わせていただいて、「詳細設計時に氾濫解析を行い、水害を助長しない設計を行うよう設計仕様書に規定することをDPWHに確認すること」とよろしいでしょうか。

○武貞主査 それでは10番、松行委員、お願いします。

○松行委員 「Free Occupation with Permitである63世帯が世銀の定める法的」……。でも、これは土地所有じゃないですよ。法的権利を有する占有か法的権利を有さない占有ですよ、右のは。

○金籠 ここで書いてある占有は、あくまで土地についてのことであって、住居についてのことではないということになりますよね。

○河野課長 そうでしょうね。土地の話です。基本的には世銀のルール上は、法的な土地所有を持っている人と持っていない人がいます。持っていない人に対してもちゃんとした補償をなささいというルールです。土地を持っている場合には土地に対する補償も行いますし、ただ、土地の所有権を持っていない人に対しては、資産だけに対して補償なささいというルールです。ですから、ここで言っているフィリピンの方々というのは、土地の所有権を持っていませんので、あくまで資産に対する補償を行うということだと理解しています。

○松行委員 要は、ここで言いたいことは、この人たちが非正規居住者なのか正規居住者なのかをはっきりさせてくださいということなんですね。

○武藤課長 多分、住民としてはもちろん公認されて認知されている方々だということだと思

います。ただ、土地に対して請求権とか所有権とか持っていないということで。

○松行委員 でも、それは別に、賃貸契約書を通じて賃貸をしている人も一緒ですよ。

○武藤課長 土地の話だったらそういう整理で、次に今度は賃貸契約書を結んでいる人がいる。

○松行委員 だから、土地の話と上物の話、両方あるということですね。

○武藤課長 そうですね。

○松行委員 それで、要はここで、この人たちが正規居住者なのか非正規居住者なのかをはっきりしてくださいということなんですけど、そうするとこの回答がずれていますね。

○武藤課長 ずれているかもしれません。要は住民登録上、登録している、していないとか、そういう意味ではなくて。

○松行委員 住民登録上ではなくて、JICAのガイドラインというか、方針として、この人たちがどういう立場なのかをはっきりさせてくださいということをお願いしたいんですが。

○武藤課長 正規、非正規に分けているというよりも、まず土地、次にアセットということですね。

○金籠 エンタイトルメント・マトリクス上では、あくまでもtransfer certificate titleという、そのタイトルを土地についても、住居についても持っているか持っていないかということで、それで補償内容をおのおのについて定めているという形になりますので、そういう意味では、必ずしもここで言っている、フィリピンで言うと、フォーマル、インフォーマルというような言い方をしていますが、必ずしもそれによって補償方法が変わるということではなく、フォーマルかインフォーマルのどちらかであるかということと、補償方法のエンタイトルメント・マトリクスの中での分け方というのは、必ずしも対応しているわけではないと。

○松行委員 じゃ、この中にもし、ちゃんと賃貸契約書を結んで、ただで住んでいる人がいたとしても、それと契約書がない人とある人というのは、扱いは変わらないということなんですか、今のご説明だと。

○金籠 変わらないということだと理解しているんですけども、それで合っていますよね。

○河野課長 補償という意味ではそうです。

○松行委員 変わらないんだったら、これは落としていただいて結構です。ただ、環境レビュー方針のところ、非正規居住者と正規居住者といろいろ書いてあるので、これがすごい紛らわしいというか。なので、ここら辺の表現はもうちょっと現況に合うように書いてください。

○武藤課長 わかりました。先ほど申し上げたように、土地、アセット、それぞれで細かく見て全体を決めているので、数行で書くことができずにこういう表現になってしまって申しわけ

ないです。これはミスリーディングです。

○松行委員 ただ、皆さんはこれをまず見るじゃないですか。なので。

○武藤課長 そうですね。ごめんなさい、申しわけないです。

○武貞主査 逆に言うと、フィリピンの法律上は非正規居住者というカテゴリーに該当する被影響住民がいたとしても、移転に当たって正規住民と比べて不利にならないようにすることを相手に求めるということじゃないですかね。

○金籠 そういう意味では、そのようになっています。エンタイトルメント・マトリクス上、そうになっています。

○武貞主査 ですので、それは確認済みだということでもいいですか。

○金籠 はい。

○武貞主査 松行委員、それでいいですか。

○松行委員 確認、もうそういうふうになっているというのであれば、落としていただいて結構です。ただ、表現だけちょっと紛らわしいので。

○武藤課長 そうですね。申しわけないです。

○武貞主査 それでは、次は11番ですね。こちらは松行委員。

○松行委員 これは質問なので、落としてください。

○武貞主査 はい。

それから、12番のところですが、もしかしたら後の他の委員の方のところとも関連してくるかもしれないんですが、ちょっと長くなりますが、私の今の回答をいただいたものも含めて、こういうふうにしたらどうかというのを読んでいきます。

「被影響住民のうち移転に同意していない世帯及びまだ協議をしていない世帯が存在するが、これら被影響住民に対しては11月上旬予定の住民説明会、詳細設計時の調査・協議を通じて具体的影響と補償方法について十分理解を得、」、そこから後は、回答のところの最後の3行にあります「移転住民のニーズを反映した補償方法を検討した後に事業計画を進めることをDPWHに確認すること」と。

もう一度最初から見ていきます。「被影響住民のうち移転に同意していない世帯及びまだ協議をしていない世帯が存在するが、これら被影響住民に対しては11月上旬予定の住民説明会、詳細設計時の調査・協議を通じて具体的影響と補償方法について十分理解を得、移転住民のニーズを反映した補償方法を検討した後に事業計画を進めることをDPWHに確認すること。」という案ですが、他の委員の方、いかがでしょうか。

多分、他の委員の方が後ろのほうでされている、もっと個別項目とも絡んでくるところだと思うので。

○岡山委員 15、16も、ここの12番のところでは、同意していない人と協議をしていない人というカテゴリーなんですけど、例えば15、16では、住宅は影響を受けないけど職場をなくすだろうという方というので、今度また指摘的に書いています。補償のあり方とかメニューも審査時にきちんと検討されるということと、その後、さらにFinal RAP作成時にきちんと意向を反映したものになっているかということの確認と、多分同じロジックですよ。

○松行委員 下から3行目に「移転住民のニーズ」とあるんですけど、移転しなくても影響を受ける人もいます。

○武貞主査 そこはごめんなさい。「移転住民」じゃなくて「被影響住民」にしてください。下から3行目ですね。そのとおりです。

そうすると、16番で松行委員がおっしゃっているような人はカバーされますかね。どうですかね。

○松行委員 されると思います、影響を受けるので。

○武貞主査 15番の岡山委員がおっしゃっているのは。

○岡山委員 具体的には、家屋も当然として、生計回復支援等が具体的にメニューの中にも入っているということを織り込み済みで、こういう言い方でいいかと思います。

あと、強いて言うなら、15の回答のところの「Final RAP作成時に、被影響住民の意向及びニーズを」、これも同じか。

○武貞主査 そうですね。ここは同じでいいかなと思います。むしろ、ちょっと先の話になっちゃいますが、石田委員から出ている20番のところのような話をひっつけられるのか、もしくはひっつけないほうがいいのかということがあるかもしれないですが。

○石田委員 20番は、ここでおっしゃっておられる対象住民に入るのかどうかだけを確認したいんです。TYPE Bですね。TYPE Bはここで入るわけですよ。

○金籠 被影響住民ということなので。

○石田委員 ということで、入るのであればこちらでよろしいんじゃないかと私は思います。

○武貞主査 特に農地喪失に対する補償で近隣に代替地が確保できない可能性が高いというのも、もしかしたら特記しておいたほうがいいのかもしいかなもしれないですね。特に被影響住民の中でも。

○岡山委員 ここでいう被影響住民といっても、移転同意をしていない人とか、協議をまだしていないとか、それから家はなくさないんだけど職場をなくすとか、それから農地をなく

すとか、いろいろなパターンが考えられて、それを丸めて被影響住民という定義をしている。

○武貞主査 逆に丸め過ぎているところもありますので、より注意が必要だという人たちが。

○岡山委員 という意味で、今の2パターンは特にという形で特記しておいたほうが。

○武藤課長 全般が、すべて投資することはできないので。でも、仕組みとしてそういうのが出てきたら、個別に内容はケアしていきますという。

○武貞主査 追記で、今、メモってもらっている部分はどうするかも考えますが。

○石田委員 20番のところは、近隣に200ヘクタール規模の代替の用地提供ということなんです。要は準備調査の段階では、そういう不満というか、疑問があるということを引き上げただけで、その後、キャッチボールで返していないんですよね。じゃどうしようかということをやっていないので、もちろんソーシャルエコノミー、サーベイラーがそうなんです。キャッチボールで返しながらか、彼らが、農地を失う人たちが納得できるプロセスをちゃんと提供して、納得してもらおうというところが必要だと思うんです。それが今つくっていただいた文章の中で読み取れるのであればいいと思うんです。

○金籠 まさにそれが住民説明と詳細設計ということになりますので。

○石田委員 そうなんです。

○武貞主査 余り強調しないようにしましたけれども、「した後に」というふうになっているのは、できていないなら進めないでねという気持ちも込めて、そういうふうな案にさせていただいています。今のところはですね。

○岡山委員 ちゃんと検討してからということですか。

○武貞主査 では、他の項目もありますので、それをやりながら、また20番のあたりに来たところで、特記するかどうか、特に代替地の確保が難しそうだという話を特記するかどうかということを考えたいと思いますが、13番、14番あたりは、松行委員、いかがいたしましょうか。

○松行委員 14番は落としてください。

あと、13番は一応、「移転地において電気、水道などのインフラが整備されることをDPWHに確認すること」と入れておいてください。

○松下委員 13番は19番のところとまとめてもらってもいいと思うんですが、後で文章を提示しますが。

○武貞主査 では、今の段階はこれで置いておいて、先に進んでいきたいと思います。

15番、岡山委員、この部分はいかがいたしましょうか。

○岡山委員 今、まさに先ほどの12番のところに入るのであれば、最後のところの「Final

RAPの作成時に」というところが、12の先ほどのコメントに入れられるかなと思ったんですが、フローとしては、武貞委員がおっしゃったように、検討した後にということであれば、そういうことで同じことということで、そちらのほうに内包されると考えていいかと思います。

○武貞主査 基本的には詳細設計時にFinal RAPも用意されるという理解でいいわけですよね。

○岡山委員 ですね。

○武貞主査 それでは、16番、松行委員のコメントのところですが。

○松行委員 これも先ほどの12で。

○武貞主査 カバーされているという理解でよろしいですか。

○松行委員 はい。

○武貞主査 それでは、17番の岡山委員の。

○岡山委員 これは言うまでもないと思いますが、一応、「建設中の既存道路交通への影響に配慮した交通管理計画を詳細設計時に作成すること、工事仕様書にその実施を規定することをDPWHに確認すること」ということで、残したいと思います。

○高橋 回答案をそのままよろしいですか。

○岡山委員 はい、回答そのまま、「こと」だけつけてください。お願いします。

○武貞主査 18番は。

○岡山委員 これは外してください。

○武貞主査 19番、松下委員。

○松下委員 回答の文章を活用させていただきまして、途中からですが、「移転が必要となった場合の移転先については可能な限り住民の意向を確認し、移転後も、生計手段による問題や移転先のインフラサービス等に問題が生じないようモニタリングを行うこと」、とりあえずこうしました。先ほどの13番等で追加がもしありましたら。

○金籠 「モニタリングを行うことをDPWHに申し入れること」でよろしいでしょうか。

○松下委員 はい。「DPWHに申し入れること」。

○松行委員 インフラサービスは、居住を開始する際に提供されるものなので、その維持管理というのはDPWHの義務ではないはずなので。

○松下委員 「住民の意向を確認し、移転先においては電気や井戸などのインフラを整備し、さらに生計手段の確保など」か。

○武貞主査 そこは多分、厳密にDPWHの守備範囲ではないからといって、インフラを除かなくてもいいと思います。もちろん、実際の管理をDPWHがやるわけではないと思いますが、移転自

体に誰か責任、移転後の生活に責任を持ってもらう人が必要なのです。

○松行委員 ただ、DPWHには、まずインフラの整備というものをやってもらいたいのです。

○武貞主査 それはもちろんしてもらおう。まず整備をして、その後モニタリングもするということですね。だから、「移転後も、生計手段の確保等に関する」でいいのかな。

○岡山委員 補償手段としては、そういう支援があってもいいということですか。

○武藤課長 ローカルガバメントで手に職をとというようなトレーニング支援とか、そういうのは。

○岡山委員 そうですね。そういう支援はあり得ますけど。

○武貞主査 そうすると、生計手段による……。もともと松下委員がおっしゃっていたのは、JICA側の回答の文言をそのまま生かしておられたので、それでよければ別に、委員の側としてそれで問題なければ、もとの文言で、インフラを整備するという部分が松行委員から追加でつけ加わっているんですね。

ですから、「整備し、さらに」、そこから後はもともとの「移転後も、生計手段による問題や移転先のインフラサービス等に対する」、「移転先の」を外していいのかな。「移転後も、生計手段による問題やインフラサービス等に対する」、「対する」じゃない。

○岡山委員 「生計手段や移転先のインフラサービス等に問題が生じないように」。

○武貞主査 そうですね。そういうふうに直していただければ。

○松下委員 お願いします。

○武貞主査 大丈夫ですか、事務局は。

「インフラサービスの整備」が消えちゃった。

○金籠 「インフラサービスの整備」は前のところで書いてありましたので、それをこちらで重ねる必要はございませんでしょうか。

○武貞主査 一緒にするかどうかという話ですね。13番と19番を2本立てにしておくか、先ほど松行委員がおっしゃったように1本立てにするか。

○松下委員 2本立てのほうがわかりやすいのであれば、2本立てにして。

○武貞主査 それでもいいですか。じゃ2本立てにしておきましょう。

ちょっとややこしくなりましたが、確認ですが、13番は、先ほど松行委員におっしゃっていたような形で1本、インフラ整備をちゃんと確保することという趣旨の文言案で残していただいて、19番は、松下委員から最初に提案があった形ですね。これでよろしいですか。

それで、20番ですが、いかがいたしましょうか。

○石田委員 これは違う形で残したいと思うんですが、20番、21番とくっつけて、要は今まで出ている移転の文章と少しダブりますが、ちょっと文章をつくったのでこういうふうにしてみたいんですが、ダブっていたらまた変えます。

「最終的な移転計画の作成では」、その次に、21番の真ん中から下に4タイプの影響を受ける人たちが書かれていますので、それはそのまま点でつないでほしいんですね。つまり、「最終的な移転計画の作成では、移転反対を表示している住民、リース農民とテナント農民、TYPE Bでやむなく現金による補償を選択している可能性のある住民、家屋が影響を受ける農民のうち、特に貧困層のニーズ、要望を調査し、それに対し十分な対策の検討が行われるようDPWHに要請する」または「確認する」。「確認する」にしておきます。お願いします。

○岡山委員 12番とかなり近くなってしまうわないですか。

○石田委員 12番を見せていただけますか。

○岡山委員 ここの上のところが、4タイプではなくてここでは2タイプになっているんですけど。

○石田委員 そうなんです。かなり近いんです。近いんですけども、でも具体的に、特に気をつけていただきたい対象者を出しておきたいと思ったんです。内容的にはかなり近いですが、ただ私はそのプロセスは入れていないです。対象者だけを語っているんです。

○金籠 そういう意味では、12番のコメントの下に……

○石田委員 そこを目的になります。

○金籠 その際に、この4タイプの住民について特に……

○石田委員 特に留意をした設計を最終設計としていただきたいという形で、そういう整理で結構だと思います。

○武貞主査 残すことには十分意味があると思いますので、私もそうやって書いていただくことに賛成します。

○石田委員 ありがとうございます。小項目でいいと思います。

○武貞主査 よろしいでしょうか。

それでは、最後の22番。

○岡山委員 これは結構です。削除してください。

○武貞主査 22番は削除ということで、よろしいですか。

○岡山委員 はい。

○武貞主査 一つだけ形式的な話なんですが、岡山委員から残していただいた17番と、それか

ら松下委員の19番は、松下委員の19番のほうを先に持ってきていただいて、岡山委員の17番を後ろにさせていただいたほうが、移転の話で固めて、最後に建設中の既存道路交通の話にさせていただいたほうが並びがいいかと思しますので。

○松行委員 リース農民とテナント農民って何でしょうか。すみません、基本的なことで。

○石田委員 リース農民とテナント農民というのは、この文章に定義されていました。テナントはいわゆる小作で、リースはリース契約を結んでいる。

○金籠 リースの場合は土地代を支払っていて、テナントの場合には、土地代という形ではなく、収穫のうちの一部を……

○石田委員 収穫物のうちから。だから小作ですよ。

○金籠 はい。

○松行委員 つまり、土地を持っていなくて耕している人ということですね。

○石田委員 そうです。

○二宮委員 形式なんですけど、21番の石田先生のやつが12の中の文言として加えられたり、あとは松下先生の19番のところにも住民の意向に関する項目がありますので、今、この項目で言うと、ステークホルダー協議・情報公開という項目が消えてしまうことになるかなと思いますので、社会環境の後ろに、中ポツでこの二つの文言をつなぐように入れていただいたほうがいいかなという感じがするんですが。特にステークホルダー協議という項目は重要なので、どこかに残したほうがいいかなと思いました。

○金籠 もう一度確認させていただきます。

○二宮委員 それは別に差し支えないんですか。

○武貞主査 要は帯のところの文言として、ステークホルダー協議・情報公開の部分がなくなるのはちょっと趣旨が違うので、社会環境とステークホルダー協議という二つのタイトルが横並びであってほしいということですよ。

○武藤 項目が二つあわさって。

○二宮委員 そうです。

○武貞主査 それを具体的に挙げている助言案というのが、社会環境という話でもあり、ステークホルダー協議という話でもあるので。

○二宮委員 一つに整理されたので。

○高橋 整理するとき一緒に。

○武貞主査 そういうことです。

では、事務局のほうから特に何かございますか、今までの話で。

○河野課長 特にございません。

○加来 すみません、質問がありますが、7番の二宮委員からの助言ですけれども、教えていただきたいのですが、生物多様性とかに関するモニタリングですが、これは申し入れること自体は簡単なのですが、言うだけでいいのかというか、どこまで、例えば長期モニタリングをしてくださいというふうに申し入れるべきでしょうか。

○二宮委員 僕もそうしゃべりながら、申し入れるだけでいいのかなという。ただ言えばそれで終わりかという感じはしましたが、逆にどういう表現にするともっとクリアになりますか、助言としては。「提案する」ですか。

○加来 普通、モニタリングをするときというのは、こういった点についてモニタリングしてくださいというところまで詰めることが多いので、この点についてはどこまで。

○金籠 今回、DPWHがやる内容ではないので。

○加来 そうなんです。そこもあって、まさにおっしゃるとおり、DPWHがどこまでできるのか、あるいはDENR、環境省と協力してということであれば。

○岡山委員 ここもさっきと同じで、例えばDPWHを通じて環境省に申し入れることという、形式的にはそうなるということでしょうか。

○加来 その確認はすることになると思います。

○二宮委員 思いつくのは、「求める」とか「提案する」とかという言葉なんです。

○武貞主査 JICAにとっての主体的な行動として助言を出すということを考えると、申し入れをして、できれば合意をしてもらってきてくださいということですよ。可能な範囲で合意を受けてくることということになるわけですけれども。

○武藤課長 恐らくJICAのほうの考え方としては、新たにこの事業だけのために広範なものを整備したりモニタリングを要求するということは、フィージブルではないと思うんですね。言っても履行できないからだめになってしまったという、もともと難し過ぎることを言うということにはしたくないので、フィリピン側で既にあるDENRのリージョナルオフィスの何かしらのモニタリングフレームワークをうまく使って、その上にちょっと留意点をつけ加えてあげるような形で、サステイナブルな姿をつくってあげたいと思うんですね。それをどのようにすればいいのかなという感じで。

○二宮委員 趣旨は私も同意です。恐らく、農地を失うということは、当然、農業生産の場を失うという意味合いと同時に、その他の機能といいますか、農業は特に他の産業に比べてもそ

の他の機能が大きいので、そこはどのくらいわかっておられるのかということがすごくわからないので、そういう視点を持ってくださいねということが要は言いたいのであります。

○武藤課長 恐らく実態としては、そういう視点もありますよという説明から始まって、かなり長いプロセスだということです。なので、すぐ合意とか、ちょっと辛いかなというところもあります。

○岡山委員 生物多様性や環境機能の喪失の可能性を説明し、長期のモニタリングが必要だということを訴えるぐらい。理解してもらおうとか。

○武藤課長 必要性を説明し、必要な対策を講じるよう申し入れる。

○二宮委員 「求めること」という表現がいいんじゃないですか。申し入れるという表現を変えて。

○岡山委員 「必要に応じ」は要らないと思います。説明して、長期モニタリングなどの対策を講じるよう申し入れる。

○二宮委員 むしろ「申し入れる」とか「求める」という言葉が、相手に伝えるときに、そのニュアンスがどれだけクリアに伝わるかというのもちょうと。

○岡山委員 あるいは、長期モニタリングなどの対策を講じることの必要性を合意してもらおう。

○河野課長 協議は必要だと思います。相手の環境省がどういうふう考えているかというのは、我々は今わかりませんので。

○武藤課長 「協議し、申し入れること」。お互いに理解しというプロセス。

○二宮委員 誰と誰が協議する。

○武藤課長 「フィリピン側と協議し、申し入れること」。

○二宮委員 「フィリピン側と協議し」ですね。

○武藤課長 プロセスがある話ですので。

○二宮委員 「フィリピン側と協議し、申し入れる」と。「協議し、その必要性について合意を得ること」。

○岡山委員 長期モニタリングなどの対策の必要性をDPWHが環境省と協議をして云々という話なのか。でもないのか。JICAはどうですか。

○武貞主査 細かくこうしろと言わなくても、フィリピン側にといいのかなと思います。

○武藤課長 本当に担当レベルによりけりで、これは自分たちの仕事じゃないとか言う人も出てきたりとか、そのような中で意思形成をしていくという、少し長めのプロセスかと思います。

○二宮委員 私も少し考えてみますが、とりあえず今のところはこれで、これ以上にはならなさそうな感じがします。

○武貞主査 JICA側の意図も、趣旨としては多分、共通理解があると思いますので。

○岡山委員 フィリピン側のファクトは入れていないんじゃないですか。DPWHを通じ、環境省と協議しと。

○武藤課長 確かにそういう表現ができますね。

○岡山委員 フィリピン側というのが逆に要らなくて、講ずるようDPWHを通じて環境省等ですか、ローカルとか。

○武藤課長 も含めて、環境省。

○金籠 「等」と言うとか。

○岡山委員 「等」ですか。ローカルガバメントが必要ですか。

○武藤課長 要は「DPWHを通じ」ですね。「通じ、フィリピン側等と協議するよう申し入れる」。直接協議するかどうかは別として、DENRがよしやってやるというふうになればそれでいい。

○武貞主査 では時間も来ましたので、今の案文をまた一度お送りいただいて、委員の中でメールベースで確認をして、最終的な助言案としてつくっていきたいと思います。

それで、まことに申しわけありませんが、11月4日の全体会合は、私、出席ができませんので、松行委員のほうにご説明をお願いすることになりますけれども、よろしくをお願いします。

○河野課長 それでは、スケジュールの確認ですけれども、11月4日の全体会合で確定となりますので、例えば来週中というのは難しいでしょうか。28日まで。

○武貞主査 そうですね、大丈夫だと思います。

○河野課長 では、28日までを目標に確定をお願いするという事で、案自体は月曜日には送付させていただきます。

○武貞主査 わかりました。では、それをいただいてメールベースで詰めるということにしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。フィリピンのほうの方もどうもありがとうございました。

午後5時00分 閉会